

安全運転管理者等講習実施要領

平成13年 1月25日

埼例規第2号・交企

警 察 本 部 長

安全運転管理者等講習実施要領の制定について（例規通達）

安全運転管理者等講習に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第2号）の制定に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年1月25日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

安全運転管理者等講習実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安全運転管理者等講習に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第3条に基づき、安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）の実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

(講習計画の作成)

第2条 交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、規程第4条第1項の規定により講習を委託する一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下「受託者」という。）に対し、各年度ごとの講習計画を策定させるものとする。

2 前項の講習計画に係る講習科目、講習方法については、安全運転管理者等講習の講習科目及び講習方法（別表）に基づくものとする。

(講習の通知)

第3条 講習を行う旨の通知は、講習通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の9）を、安全運転管理者等を選任した自動車の使用者に送付して行い、同通知書により受講予定日を指定するものとする。

2 講習通知書は、指定する受講予定日のおおむね20日前までに到着するように送付するものとする。

(指導監督)

第4条 交通総務課長は、受託者に対し、講習を行うために必要かつ適正な能力を有する講師を選任するように指導するものとする。

第5条 交通総務課長は、講習の実施状況について調査を行うとともに、関係者から報告を求めた上、必要な指導監督を行うものとする。

(受託者との連絡協調)

第6条 交通総務課長は、講習の円滑な運営について、受託者と緊密な連携を図るものとする。

(受講証明書)

第7条 交通総務課長は、講習を受講した者からの申出により、安全運転管理者等講習受講証明書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(実施結果の報告)

第8条 交通総務課長は、受託者に対し、安全運転管理者等講習実施報告書（別記様式第2号）及び安全運転管理者等講習受講者名簿（別記様式第3号）により、講習終了後速やかに講習実施結果を報告させるものとする。

実施日

この例規通達は、平成13年1月25日から実施する。

実施日（平成20年11月28日務第3307号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和3年2月12日務第235号）

- 1 この通達は、令和3年2月12日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

安全運転管理者等講習の講習科目及び講習方法

講 習 科 目	講 習 方 法	時 間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	6 時間
2 自動車及び道路の交通に関する法令の知識		
3 自動車の安全な運転に必要な知識		
4 自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能		
5 安全運転管理について必要な知識及び技能		
6 交通事故と賠償		
7 その他必要事項		

(注) 1 講習科目は、地域的な実情を加味して選択できる。

2 講習科目で、2科目以上に関連し、また、1科目のなかで専門的に掘り下げること
もできる。

3 視聴覚教材は、効果の上がるものを活用するよう配慮すること。

第 号

安全運転管理者等講習受講証明書

事 業 所 名

安全運転管理者名
又は
副安全運転管理者名

1 上記の者は、 年 月 日 道路交通法第
0 8条

の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等講習を受講
したことを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

埼玉県公安委員会 殿

安全運転管理者等講習実施報告書

講習日時	午前 時 分から						
	年 月 日	午後 時 分まで					
講習場所							
講習内容	科 目	時 間	講 師				
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
		分					
	警察署別 受講者数	警察署総数	署	署	署	署	署
受講者総数		人	人	人	人	人	人
質問事項 (備考)							

